配当等につき源泉徴収を行い、

翌月10 日までに納付する **所法212③** 源泉徴収義務

租税法 受講生各位

(正) ③

配当等に係る所得税の源泉徴収

(所得税)

2024年論文グレードアップ答練 租税法 第7回 訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2024年 論文グレードアップ答練 (EA/B24218)「租税法」第7回に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。 教材作成上の不備により訂正事項が生じましたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので 受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

			論文グレードアップ答練	租税法 第	7回解答	解説 (EU24184)_		
2/40	問題 2	←6/5 追	<mark>nd</mark>					
【誤】								
			A社は、配当等をみなる	れる額につ	き、所得	税の源泉徴収を行い、徴収月の翌		
	3	×	月10日までに国に納める義務がある(<u>所得税法181条1項</u>)。					
【正】		l .						
			A社は、配当等をみなされる額につき、所得税の源泉徴収を行い、徴収月の翌					
	3	×	月10日までに国に納める義務がある(<u>所得税法212条3項</u>)。					
9/40	問題 2	─6/5 追カ	0					
【誤】								
3	配当等	に係る所行	导税の源泉徴収	В	×	配当等につき源泉徴収を行い、		
	(所得税)					翌月10 日までに納付する		
						所法181① 源泉徴収義務		

В

【誤】

ANA J						
論点	正誤	正しい税務処理	条文			
B社がA社の公開買付けに応じたことにより、A社に何ら所得税法上の義務が生じることはない。	×	配当等の支払いの際に、所得税の源泉徴収を行い、徴収月の翌月10日までに国に納付しなければならない。 (源泉徴収義務) 居住者に対し国内において第23条第1項(利子所得)に規定する利子等(以下この章において「利子等」という。)又は第24条第1項(配当所得)に規定する配当等(以下この章において「配当等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その利子等又は配当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。	<u>所法181①</u> …⊚			

【正】

<u> </u>			
論点	正誤	正しい税務処理	条文
B社がA社の公開買付けに応じたことにより、A社に何ら所得税法上の義務が生じることはない。	×	配当等の支払いの際に、所得税の源泉徴収を行い、徴収月の翌月10日までに国に納付しなければならない。 (源泉徴収義務) 内国法人に対し国内において第174条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金(これらのうち第176条第1項若しくは第2項(信託財産に係る利子等の課税の特例)又は第177条(完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例)の規定に該当するものを除く。)の支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。	<u>所法212③</u> …⊚

P28/40 11. 試験研究費 計算過程 (2)③

【誤】③ 税額基準額 371,200,000×25%=92,800,000

【正】③ 税額基準額 371,200,000× (25%+3.75%**) =106,720,000

※ 加算特例

 $(1/4 - 4\%) \times 0.625 = 3.75\% \le 5\% \therefore 3.75\%$

※なお、上記 訂正は、点数に影響はございません。